

第1回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月9日(木)午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(19名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	6 番 池尻 律芳	8 番 塩塚 義治
9 番 樋口 重樹	11 番 國武 寛	12 番 溝田 耕一
13 番 仁田原 一太	14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳
16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博	20 番 井手 洋一
21 番 原 義博	22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義
24 番 月足 靖彦		

4. 出席最適化推進委員(11名)

3 番 橋爪 寿賀夫	5 番 樋口 祐二	7 番 角 秀次
14 番 松延 清隆	18 番 栗原 武治	19 番 松尾 康則
24 番 古賀 則夫	27 番 水本 敏明	29 番 益本 秀明
32 番 東 正洋	45 番 二田 俊秀	

5. 欠席委員 農業委員(5名)

5 番 仁賀木 義文	7 番 平井 照也	10 番 高山 和典
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	

6. 欠席委員 最適化推進委員(1名)

4 番 生武 光雄

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処理について

議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

報告第 2 号 農地改良行為の届出について

報告第 3 号 農地法第 4 3 条第 1 項の規定による届出について
 報告第 4 号 農地法施行規則第 2 9 条の規定による届出について
 報告第 5 号 農地法施行規則第 5 3 条の規定による届出について
 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長	皆様、新年あけましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になりましたが、本年もよろしく願いいたします。令和 7 年を迎えましたけれども、年末年始から日本各地、特に東北の青森県では非常に豪雪で今までに類を見ない雪が降って除雪が間に合わないというような生活状況に追い込まれておられるような事態でございます。それから私たちの農業生産活動におきましては、燃料が非常に高騰しまして暖房器具とか農業生産に係る負債、それからそういった燃料費がかなり高騰している状況でございます。令和 7 年に向けましては、いよいよ農業委員会としましては令和 7 年の 4 月から稼働します地域計画に向けて最終的な策定完了に向けた作業を進めていただくようになりますので、どうかよろしく願いいたします。それでは令和 7 年度第 1 回農業委員会総会をただいまより開催いたします。委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただ今より農業委員会総会を開会いたします。 日程 第 1 ・会議の成立 只今の出席委員の数は農業委員 <u>19 名</u>、 農地利用最適化推進委員 <u>11 名</u> であります。 会議規則第 6 条の規定により、本日の会議は成立いたしました。 日程 第 2 ・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、16
-----	--

	番 大津 達喜 委員、17番 伊藤 正博 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。 (案件朗読) 事務局朗読のとおり報告5件・議案5件を一括議題といたします。それでは1ページをお願いします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について事務局より説明をお願いします。 事務局 ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については33件です。総合計については、12ページをご確認ください。 解約のあった土地84筆のうち田70筆、畑14筆、合計面積117,729.61㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。 議長 説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。13ページをお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願の処
--	--

推進委員 5 番	理について番号 1 番の説明を最適化推進委員 5 番お願いします。
議 長	番号 1 番についてご説明いたします。こちらは、令和 6 年 1 1 月 6 日付けで、所有権移転売買ということで農地法第 3 条の許可を受けられました。しかし、許可後に都合により売買契約について合意解除となり、今回取消申請をされるものです。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 1 4 ページをお願いします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番を事務局より説明お願いします。
事務局	番号 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。

推進委員 5 番	続いて番号 2 番の説明を最適化推進委員 5 番お願いします。
議 長	番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、個人名義で農地の所有等しておりませんが、現在広川町にて法人として苺を栽培しています。住所は福岡市ですが、法人の拠点は八女市であり、ほとんどをこちらで過ごしているとのこと。経営拡大のため、法人の拠点である八女市で農地を探してあり、今回申請されたものです。苺を栽培し、飲食店や洋菓子店等への販売を予定されております。
農 業 委 員 4 番	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、農業委員 4 番どうぞ。
事務局	譲り受け人が広川町において法人で苺を栽培されてあるという事ですけれども、申請は譲り受け人の個人名でしてありますけれども、経営拡大になるのですか。片方は法人でしてあるけれど、これはあくまでも個人で申請してあるのでしょうか。それを経営拡大として見ていいのでしょうか。 ご説明いたします。今回個人名で農地を取得されておりますけれども、今後法人の方に貸付される予定となっております。それでその法人につきましては、農地所有適格法人でありますので農地法 3 条の中で、農地所有適格法人常時従事者たる構成員が農地を法人に貸し付けたとする場合、取得を認められておりますので個人名で取得して農地所有適格法人、ご自身が構成員されている法人に貸付をする、なので法人として今後もその農地としては経営をされているという事で経営拡大という事で記載させてもらっております。

農業委員 4 番	法人の代表者という事ですけれども、その次にまた譲り受け人個人から法人に貸し付けるわけでしょう。これは何の許可もいらないのですか。なんで最初から法人にしないのですかね。
事務局	取得をという事ですか。
農業委員 4 番	はい。
事務局	それは、譲り受け人の個人名でという事で今回は申請されたので。
農業委員 4 番	面積が3, 758㎡ありますが、これがまたハウスを作られて苺をされるか分かりませんが、本来ならそれが本当でしょう。二度手間になるでしょう。また法人に貸付するなら。当初の計画が将来的にハウス作るなら作ってもいいけれど、それなら法人で譲り受けをするべきじゃないのかと思います。
事務局	法人として取得される事につきましては、ある一定のリスク等も考えられますので、法人として農地を取得するためには農地所有適格法人としての要件がございますので、それを満たし続けなければならないところもありますので、今回は個人として申請をされたいという事です。個人で取得されて農地所有適格法人に貸付をする場合は、その申請も認められておりますので個人名での申請という事でされております。
農業委員 4 番	その場合の申請事由は経営拡大でいいのですか。法人と個人はあくまでも別でしょう。ただ申請事由としては経営拡大と書いてある、果たして経営拡大でいいのかなと。 できれば今からは備考欄に経営拡大やあるいは新規営農がどう

事務局	いう作物を作られるのか書いてもらっていいですか。おそらく今のまま併せてじゃなくて田畑だから当然田畑に作付されるでしょとりあえず、これが経営拡大でいいのか、あくまでも法人の代表と個人は違うでしょう。同じでいいのかなと。今後検討お願いします。 補足で説明させていただきます。今回個人名で借りて法人に貸付したいと、法人でそもそも買えないかという話でありますけれども、農地所有適格法人という要件を満たしておけば買うことができます。ですが今回個人で取得された理由としては、法人で取得した場合に、適格法人要件を満たさなくなった場合はその農地を手放さないといけないというのがありまして、あらかじめ予防的に個人の名前で買われて、経営は法人の方でされるという内容だったかと思います。個人で取得されていつ法人で経営されるのかというのも未定の中で受け付けておりますので申請事由等につきましては、今後考えたいと思いますのでお願いいたします。
議長	以上の説明で記載につきましては、また検討させて分かりやすく整理したいと思います。2番についてほかにありますでしょうか。なければ質疑を終結いたします。 質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を最適化推進委員7番お願いします。
推進委員 7番	番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。

議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員７番お願いします。
推進委員 7 番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号５番の説明を農業委員６番お願いします。
農業委員 6 番	番号５番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号６番の説明を最適化推進委員１９番お願いします。
推進委員 １９番	番号６番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人自家消費による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は申請地に隣接する住宅に居住されており、家庭菜園として利用される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号７番の説明を農業委員８番お願いします。
農業委員 ８番	番号７番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、大川市在住ですが申請農地に隣接する住宅を併せて購入され八女市へ移住される予定です。自家消費分の野菜を作付けされます。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。

推進委員 3 2 番 議 長	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。 番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。 番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
----------------------------------	---

推進委員 4 5 番 議 長 農業委員 2 4 番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を最適化推進委員 4 5 番お願いします。 番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を最適化推進委員 2 4 番お願いします。 番号 1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親からの受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
---	--

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１２番の説明を最適化推進委員４５番お願いします。
推進委員 ４５番	番号１２番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号１３番の説明を農業委員１７番お願いします。
農業委員 １７番	番号１３番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

推進委員 27番 議 長 事務局 議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を最適化推進委員27番お願いします。 番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への貸付と、譲り受け人の親からの借り受けによる10年間の使用貸借権設定の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 19ページをお願いします。 議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。 本案件は、八女市農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は所有権移転の案件が3件ございます。 番号1番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号2番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 番号3番、こちらを売買により所有権移転されるものです。 事務局の説明が終わりました。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。
--	---

	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。
事務局	本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。今回福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に転貸する件数は2件です。 権利を設定する土地4筆、合計面積14,836㎡です。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 報告第2号 農地改良行為の届出について番号1番の説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。申請地は八女市役所星野支所から西へ約5キロメートルに位置します小野地区広瀬集落から、市道大山線を南東へ1キロメートルほど進んだ農地です。(議案書朗読)この土

	地を客土し、茶の作付けをされる予定で計画面積は1, 000㎡です。この土地及び隣接農地は、同一所有者による共有地であり、許攸者全員の同意が得られております。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 22ページをお願いします。 報告第3号 農地法第43条第1項の規定による届出について番号1番の説明をお願いします。
事務局	農地法43条第1項の届出について内容を簡潔にご説明いたします。 農地法43条第1項の届出は、農作物栽培高度化施設の底面とするため、農地を全面コンクリートにする場合、転用扱いとはせず農地扱いのままとするというものです。 今までは、農地を全面的にコンクリート等で覆い、耕作できない状態になったものは農地には該当せず、農地転用に当たりましたが、平成30年に法律が改正され、農業委員会に農地法43条第1項の届出を行うことで、農地として扱うことができることとなりました。 先ほどの説明でできました、農作物栽培高度化施設とは、農作物の栽培用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化または、高度化を図るためのもののうち周辺農地の営農に支障を生ずるおそれがないもののことを指します。 今回の申請は、この農作物栽培高度化施設に該当することを確認しております。簡単ではありますが以上が内容の説明になります。そのまま報告に移ります。（議案書朗読）この土地を、苺苗の育苗する鉄骨パイプハウスを建て、底面を全面コンクリートで覆うための申請です。 基本的にはパイプハウスは骨組のみで何も覆わず、梅雨の時期など雨天時に、作業が必要な際には透過性のある農業用ポリエステルで覆う計画です。そのため、影はできません。また、6月の2

	週間のみ寒冷紗を行う計画で、周囲の農地と距離もあり、田植え時期前には外すため、周辺農地への影響はないと確認しております。また、隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。今回の申請は育苗施設のため、生活雑排水は発生せず、雨水は南西より水路へ排出されます。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 報告第４号 農地法施行規則第２９条の規定による届出について番号１番続けて番号２番の説明を事務局よりお願いします。
事務局	番号１番についてご説明いたします。申請地は黒木町湯辺田にあります公立八女総合病院介護老人保健施設「回寿園」から東へ６００メートルほど進んだ現在建設中の国道４４５号線バイパス道路の北側に隣接する農地です。（議案書朗読）この土地を農業用倉庫用地として利用されます。隣接する農地及び水利関係の承諾もあります。
議 長	２番も続けてください。
事務局	番号２番についてご説明いたします。申請地は八女市立花町北山のＪＡ福岡八女北山選果場から北東へ４７０メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を苺の箱詰め、及び作業等を行う農業用倉庫として使用されます。隣接する農地及び水利の承諾も得られております。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。

事務局	24ページをお願いします。 報告第5号 農地法施行規則第53条の規定による届出について番号1番を事務局より説明をお願いします。 番号1番についてご報告いたします。 認定電気通信事業者が、有線電気通信のための線路、中継施設等を設置する際に転用する場合は、農地法施行規則第53条第14号により、農地の転用のための権利移動の制限が除外されます。これにより、農業委員会は、事業者からの届を受理することとなっております。申請地は、田形公民館から東へ200メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地の一部を貸借されるものです。
議長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 25ページをお願いします。 議案第5号 農地法施行規則第53条の規定による届出について番号1番の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて農業委員9番説明をお願いします。
農業委員9番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、くすりのせたか八女店より南へ100メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を使用貸借で譲り受けられて貸家住宅用地5戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題はないと思います。

議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 3 番お願いします。
推進委員 3 番	1 2 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道へ排水され、雨水は西側側溝へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 1 0 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員 1 4 番説明をお願いします。
推進委員	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女市龍ヶ原に

1 4 番	ありますファミリーマート龍ヶ原店より北へ８００メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を賃貸借で譲り受けられて資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 9 番お願いします。
農業委員 9 番	1 2 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しておりません。雨水は北側水路へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 1 種農地と判断します。内容は 2 番と同じです。
議 長	続いて農業委員 1 1 番説明をお願いします。
農業委員	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、八女市立野にあ

1 1 番	ります福岡八女農業協同組合八女西支店より北西へ300メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借で譲り受けられて事務所用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を事務局よりお願いします。
事務局	12月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、八女市黒木支所より半径500メートル以内であり、市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第2種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員18番説明をお願いします。

推進委員 18番	番号4番についてご説明いたします。申請地は、八女市役所黒木支所より北西へ約350メートル進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を譲り受けられ専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員19番お願いします。
推進委員 19番	12月23日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、西側の排水路へ排水されます。雨水については地下への自然透水及び西側の排水路、北側の市道側溝により排水処理されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員29番説明をお願いします。

推進委員 29番	番号5番についてご説明いたします。申請地は、八女市立立花小学校から東へ約50メートルに位置する農地です。(議案書朗読) この土地を売買により取得され、保育園用地として使用するための申請です。隣接する農地の同意があり、水利の承諾も得られています。
議長	現地調査の報告を農業委員8番お願いします。
農業委員 8番	12月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、南側の水路へ排水する計画です。また、雨水は、自然流下により集水桝へ流入させ、南側の水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号6番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居

議 長	住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
推進委員 3 2 番	続いて最適化推進委員 3 2 番説明をお願いします。 番号 6 番についてご説明いたします。申請地は、J A ふうおか八女北山選果場から北東へ約 8 4 0 メートルに位置する農地です。 （議案書朗読）この土地を使用貸借で借り受けられて農業用倉庫及び資材置場用地として使用するための申請です。隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られています。
議 長	現地調査の報告を農業委員 8 番をお願いします。
農業委員 8 番	1 2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また、雨水は自然流下により集水桝へ流入させ、北側の水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 7 番の農地区分の説明をお願いします。

事務局	農地の区分は、第 1 種農地と判断します。内容は 6 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 3 2 番説明をお願いします。
推進委員 3 2 番	番号 7 番についてご説明いたします。申請地は、J A ふくおか八女北山選果場から北東へ約 4 0 0 メートルに位置する農地です。 （議案書朗読）この土地を売買により取得され、自身の専用住宅及び通路用地として使用するための申請です。隣接農地の同意はあり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 8 番お願いします。
農業委員 8 番	1 2 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、北側の水路へ排水する計画です。また、雨水についても、生活雑排水と共に北側の水路へ排水する計画です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の

	会議を終了いたします。お疲れ様でした。 (閉会宣言 1 5 時 0 1 分) 令和 7 年 1 月 9 日 議 長 月 足 靖 彦 1 6 番 大 津 達 喜 1 7 番 伊 藤 正 博
--	--